

平成25年1月31日

「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて」  
の一部が改正されます。

嘱託として再雇用された者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取扱いについては、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、定年による退職後継続して再雇用される場合に限っては、使用関係が一旦中断したものとみなし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えないこととされていました。

平成22年9月1日から、定年による退職後、継続して再雇用された場合に加え、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、定年制の定めのある事業所において定年によらずに退職した後、継続して再雇用された場合及び定年制の定めのない事業所において退職した後、継続して再雇用された場合についても、使用関係が一旦中断したものとみなし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えないこととされました。

平成25年4月から、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が段階的に引き上げられることとなりますが、60歳以上の多くの被保険者が継続雇用されている点に鑑み、平成25年4月1日から、60歳以降に退職後継続して再雇用される者については、退職後引き続き再雇用されたときに使用関係が一旦中断したものとみなし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えない旨、厚生労働省保険局保険課長から通知がありましたので、お知らせします。

なお、この場合において、被保険者資格取得届にその者が退職をした後、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類（事業主の証明書等）を添付することとされています。